

市内初となる「ゾーン30プラス」を稲毛区山王町地区に設定しました ～生活道路の交通安全に係る地域・警察・道路管理者の連携施策～

千葉市では、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間を確保するため、稲毛区山王町地区を市内初となる「ゾーン30プラス」に設定しましたので、お知らせします。

1 地区名

稲毛区山王町地区（区域は別紙参照）

2 設定日

令和6年3月12日

3 経緯

当該地区の生活道路は、混雑している主要幹線道路からの抜け道利用が多い状況となっており、通学路となっている路線もあることから、交通安全対策が必要な地区としてこれまで地域や警察と連携し、対策案を検討してきました。

このたび、整備項目について地元住民等から最終的な合意が得られたため、「ゾーン30プラス」に設定しました。

4 主な対策内容

(1) 警察

最高速度30km/h区域規制、ゾーン30プラス看板設置 など

(2) 道路管理者（千葉市）

狭さく、ゾーン30プラス路面表示、シケイン（クランク型）の設置、交差点部カラー舗装、防護柵の設置、路肩のカラー化 など

(3) 地域

登校時の見守り活動、交通安全指導 など

※（1）、（2）は令和6年度中に着工予定。（3）はゾーン30プラス設定以前より実施しており、今後も継続して実施する。

<参考>ゾーン30プラスについて

生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、最高速度30km/hの区域規制「ゾーン30」とハンプ等物理的バースとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を

「ゾーン30プラス」として設定し、道路管理者と警察が連携しながら整備を進めています。



路面表示イメージ

問い合わせ先

<事業制度に関する事>

建設局土木部土木保全課 電話 2 4 5 - 5 4 7 8

<整備内容に関する事>

建設局土木部花見川・稲毛土木事務所維持建設課 電話 2 5 7 - 9 4 2 7